

講師、助手の方々にも  
ご加入いただけます。

**Will**は看護を中心とした  
医療・福祉系養成施設の  
教職員の方々の思わぬ事故に  
対応できる補償制度です。

**Will**<sup>®</sup>

勤務中の教職員個人の賠償責任がさらに充実!  
弁護士相談費用補償が新たに加わります。



if(もしも)のために。

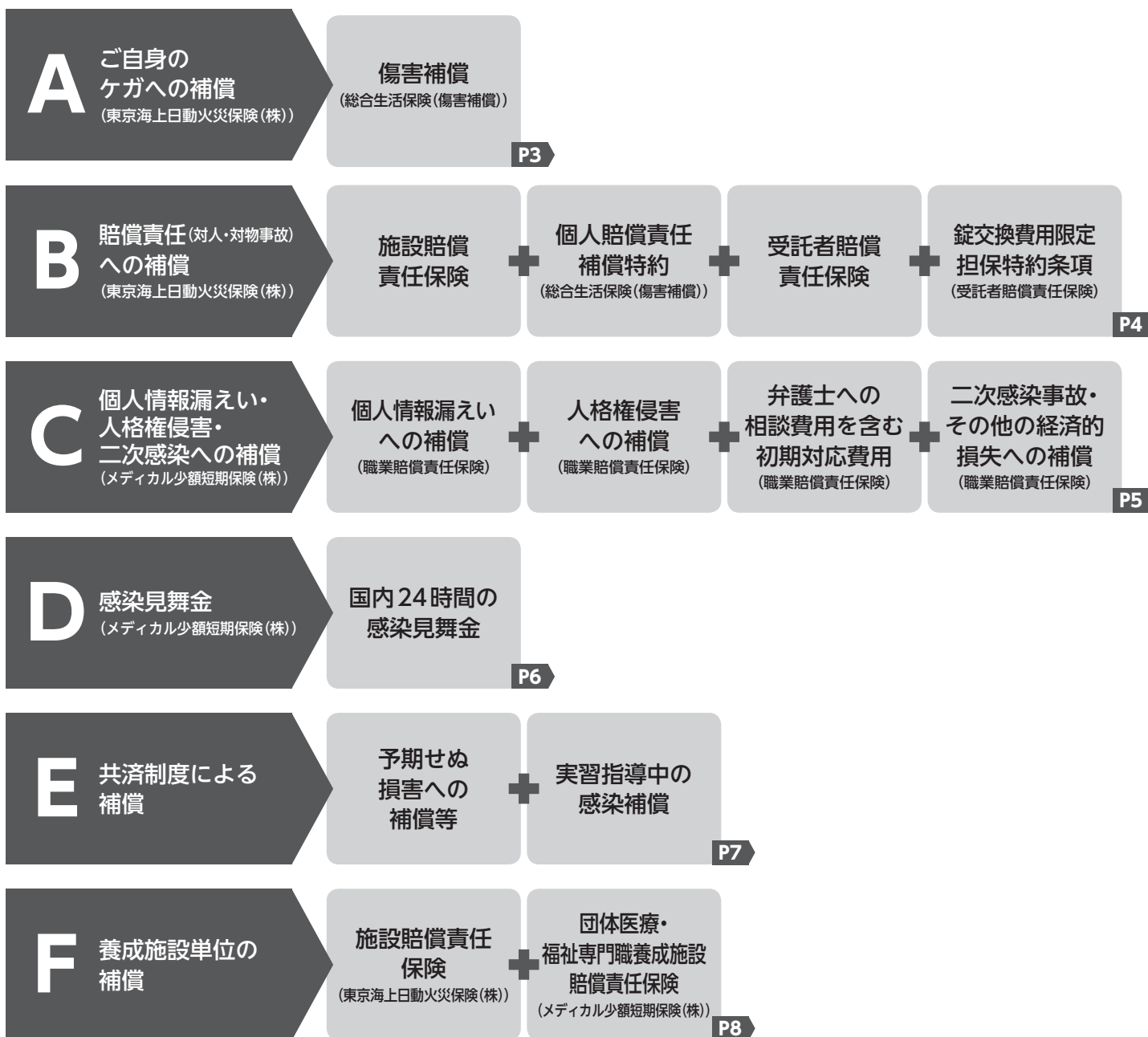
- Willならこんな時に安心です。
- 「ご自身がケガをした」
- 「人にケガをさせたり、人の物を壊した」
- 「実習先や学校から預かったものを紛失した」
- 「感染事故に遭った」



教職員用Willは、勤務中のリスクに対する備えに加え、ご自身のプライベートな時間にも手厚い補償を備えた、医療・福祉系養成施設に勤務する教職員のための補償制度です。

\* 講師、助手、事務、職員の方々にもご加入頂けます。

|      |  |
|------|--|
| 年間掛金 | <b>7,000円</b> (年会費・共済制度運営費:170円、<br>メディカル少額短期保険の保険料:630円 含む)   |
| 割引率  | 総合生活保険(傷害補償) 団体割引30% × 損害率による割引50% × 大口団体契約割引10% = <b>約68%</b> |
| 保険期間 | <b>2020年3月31日午後4時～2021年3月31日午後4時</b>                           |



※募集締切日、加入方法、保険料払込方法等は別途取扱代理店より説明会等でご案内いたします。なお、お申し込みの際には別紙の「教職員用Will 重要事項説明書等」の内容を十分にご確認ください。

※月を単位とする中途加入も随時受け付けております。その場合、加入依頼書・名簿・入金3点が確認できた日の翌日午前0時から補償開始となります。中途加入の保険料及びご加入方法につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

※総合生活保険(傷害補償)の保険料は団体割引30%を適用しておりますが、これはご加入者数が10,000人以上の場合の割引率です。詳細につきましては、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

※「Will」は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員を対象とした補償制度です。退職等により一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員でなくなった場合には必ずお申し出ください。

●東京海上日動火災保険(株)の保険料は職種別A(教職員等)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は、教職員用「Will」にはご加入いただけませんので、ご注意ください。

## 国内外24時間の傷害事故を補償します

学校内、実習先、通勤途中はもちろん、プライベートな時間も含めた国内外24時間の急激かつ偶然な外来の傷害事故を補償します。

## お支払いする保険金

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 死亡・後遺障害保険金額 <sup>※1</sup> | <b>224万円</b>  |
| 入院保険金日額                   | <b>4,000円</b> (1日目から補償)                                     |
| 通院保険金日額                   | <b>3,000円</b> (1日目から補償)                                     |
| 手術保険金                     | 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。 <sup>※2</sup> |

※1 後遺障害保険金は、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

※2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

## 「Will」の傷害補償の特長

- 通院1日目から補償!  
(免責日数なし)
- 通院の保険金日額を高く設定!

お支払い例

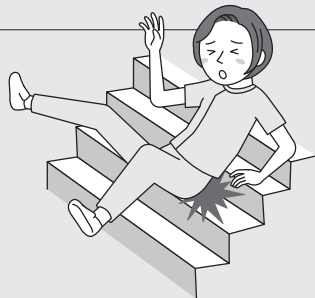
例 階段で転び足を捻挫して4日間通院した  
 $3,000円 \times 4日 = 12,000円$   
(通院保険金日額) (通院日数) (保険金)

例 自転車で移動中に車に衝突され、左大腿部骨折し、14日間入院と30日通院した。  
 $4,000円 \times 14日 + 3,000円 \times 30日 = 146,000円$   
(入院日額) (入院日数) (通院日額) (通院日数) (保険金)

たとえば

実習先病棟巡回中、階段で転倒し、両膝、両上肢を強打し右腕を骨折した。

お支払いする保険金  
**69,000円**



たとえば

学校の戸締り確認中、階段で足を踏み外し、左の足首を捻った。歩行困難となり病院を受診。左足舟状骨骨折。

お支払いする保険金 **240,000円**

たとえば

通勤中、他の通勤客の転倒に巻き込まれ、駅の階段を転落した。痛みがひどく、病院を受診した。坐骨骨折、左靭帯損傷。

お支払いする保険金 **108,000円**

たとえば

臨地実習指導中、学生が受け持っている患者さんの体勢を整えるため体を持ち上げた際に腰を捻ってしまい激痛がした。腰部捻挫。

お支払いする保険金 **96,000円**

たとえば

自宅で料理中、熱したフライパンに誤って触れてしまい指を火傷してしまった。右第二指Ⅱ度熱傷。

お支払いする保険金 **12,000円**

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

## よくあるご質問

Q: 教職員用Willに加入しています。労災適用のため医療費の自己負担分がない場合、Willへの請求は可能ですか?

A: はい、可能です。労災の対象の可否に関らず、Willでもご請求いただけます。医療機関の領収書または診療明細書(いずれもコピー可)をとっておいてください。

Q: 他に加入している傷害保険に、保険金を請求したのですが、Willへの請求はできますか?

A: はい、ご請求いただけます。傷害保険は、重複し請求することができますので、Willにもご請求いただけます。

Q: 海外でケガをした場合、Willで補償されますか?

A: はい、補償されます。ただし、Willは日額の補償になり、治療費の補償や携行品に対する補償はありませんので、別途海外旅行保険にご加入されることをお勧めします。

## 業務中の対人・対物事故への補償

施設賠償責任保険(国内のみ担保)

(教職員の皆様に個別にご加入いただく補償制度ではありません)

教職員が起こした賠償事故(臨地実習先含む)に起因して、養成施設が第三者に対して、身体の障害または財物の損壊についての法律上の賠償責任を負うことによって被る損害をお支払いします。(争訟費用および弁護士費用を含む)

保険金額

対人

1名

1億円

1事故

3億円(免責金額なし)

対物

1億円

(免責金額なし)

たとえば

実習先病院にて、廊下を歩いていた時、歩行訓練中の患者さんと右肩が接触し、患者さんが転倒。第12胸椎圧迫骨折と診断された。

損害賠償金(治療費、慰謝料等) **2,292,300円**

たとえば

人工心肺シミュレータ使用中、配線を足でひっかけ、シミュレータ本体が机から落下して破損してしまっ

損害賠償金(再購入費用等) **194,040円**

※業務中の対人・対物事故への補償(施設賠償責任保険)は教職員が起こした事故に起因して学校に生じる賠償責任を補償するために、共済制度・運営費の一部から保険料を拠出し、学校を被保険者としている補償です。

## 業務中以外の対人・対物事故への補償

個人賠償責任補償特約

国内での事故に限り  
示談交渉サービス付き

(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

国内外において、偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊すなど、法律上支払わなければならない損害賠償金をお支払いします。

※「ご本人」のほか「配偶者」「其他のご親族」も被保険者(保険の対象となる方)となります。

保険金額

1事故

1億円

(免責金額なし) ※その他争訟費用等

2020年度より他人から預かった物(受託品)を壊したり、盗まれたりした場合も補償の対象となりました。

※但し、プライベート(個人的)に預かった物(業務中は下記補償になります)に限ります。

※国内で受託した場合に限ります。

※ただし、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含まれません。

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

たとえば

自転車で買い物から帰る途中、荷物に気を取られ前方にいた歩行者にぶつかってしまい、大ケガを負わせてしまった。

損害賠償金(治療費・慰謝料等) **1,570,000円**

プライベート中の  
賠償事故を補償します!

## 預かり物の損壊・紛失・盗取への補償

受託者賠償責任保険(国内担保のみ)

「Will」ご加入の教職員が正課、学校行事または課外活動目的で、実習先や学校、その他第三者から受託した物を壊したり、紛失したり、盗難事故に遭うなどした場合、預け主に対して法律上の損害賠償金をお支払いします。

保険金額

1事故・保険期間中

1,000万円(免責金額なし)

たとえば

授業で使用するため、学校から借りた分娩介助モデルの使用準備を学校でしていた。台の上に置き、袋から取り出そうとしたところ、手が滑り床に落下させて右大腿部を破損してしまい、修理が必要となった。

損害賠償金(修理費用) **201,960円**

## 錠交換費用の補償

受託者賠償責任保険[錠交換費用限定担保特約条項]

国内において実習先や学校等で教職員が管理する鍵を失くしたり、盗まれたり詐取された結果、錠の交換が必要になり、その費用について法律上の賠償責任を負うことによって被る損害をお支払いします。

保険金額

1事故・保険期間中

1,000万円(免責金額なし)

たとえば

学内演習準備のため教務室に鍵をかけて演習室に行った。戻ってきて鍵を開けようとした際に鍵をなくしていることに気づき、探したが見つからなかった。防犯のため受け口ごと交換した。

錠交換費用 **35,424円**

2020年度より勤務中に教職員個人が賠償責任を負った場合の補償を充実いたしました!

### 個人情報漏えいへの補償 職業賠償責任保険

教職員が、学生の成績表を紛失するなど、学生や他の職員等の個人情報を漏えいし、賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

(お詫び費用は初期対応費用でお支払いします。)

保険金額 1事故 **300万円**限度(免責金額なし)\*<sup>1</sup>

### 人格権侵害 職業賠償責任保険

教職員の言葉などにより、学生や他の職員等の自由、名誉またはプライバシーを侵害した場合、法律上の賠償責任を負うことによって被る損害をお支払いします。

(お詫び費用は初期対応費用でお支払いします。)

保険金額 1事故 **300万円**限度(免責金額なし)\*<sup>1</sup>

### 弁護士への相談費用を含む初期対応費用の補償 職業賠償責任保険

1. 社会通念上妥当と認められる見舞金や交通費等をお支払いします。
2. 賠償事故に関する弁護士相談費用をお支払いします。
3. 賠償事故にかかる事故現場の保存・写真撮影費用・通信費等を補償します。

保険金額 1事故 **300万円**限度(免責金額なし)\*<sup>1</sup>

たとえば

研究論文作成のため、モニタリングを依頼した小児を転ばせてしまい、骨折をさせてしまった。小児のご両親にお見舞い品を持ってお詫びに行った。

お見舞い品購入費用、交通費等  
**70,000円**

たとえば

臨地実習での実技試験を不可とされた学生から、実習の評価が不当であるとクレームを受け、訴訟に発展しそうなので、今後の対応を検討するために弁護士に相談した。

弁護士相談費用 **80,000円**  
 弁護士相談費用 1万円(1時間/日)×5回=5万円  
 文書作成費用 3万円

### 二次感染事故への補償(経済的損失) 職業賠償責任保険

勤務中の教職員を媒介して、学生や患者さんへの二次感染が発生した、またはそのおそれがある場合に、学生や患者さんの検査費用や治療費等をお支払いします。

(お詫び費用は初期対応費用でお支払いします。)

保険金額 1事故 **300万円**限度(免責金額なし)\*<sup>1</sup>

たとえば

風しんに罹患していることに気づかず、学内でグループ毎の振り返り学習の指導を行った。後日グループの学生が風しんを発症したため他の学生も予防措置として薬を投与した。

損害賠償金(治療費用、検査・予防措置費用) **56,000円**

### その他の経済的損失への補償 職業賠償責任保険

身体障害や財物損壊はないが、被害者に経済的損失が発生し、教職員が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害をお支払いします。

(お詫び費用は初期対応費用でお支払いします。)

保険金額 1事故 **300万円**限度(免責金額なし)\*<sup>1</sup>

たとえば

看護師国家試験の過去の問題集を整理していた際に、束ねてあった問題集をシュレッダーで処分していたところ、紙が詰まりシュレッダーが停止し、修理費用が発生した。

損害賠償金(修理費) **21,600円**

\* 1 保険金額は、共通の限度額です。

教職員が起こした事故に起因して養成施設が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害については「個人情報漏えいへの補償」「人格権侵害への補償」「二次感染事故への補償」「経済的損失への補償」として、1事故100万円を限度に保険金をお支払いします。詳しくはP8をご参照ください。

※なお、各補償の詳細につきましては、別冊「教職員用 Will 重要事項説明書等」をご参照ください。

## 国内24時間の感染見舞金 感染症保険

「教職員用Will」のご加入者が、下記【対象となる感染症】を発症し、通院、自宅待機、入院した場合に、下表の見舞金をお支払いいたします。

## 特長は？

最大の特長は、感染症に罹り、医師から自宅待機を指導された場合にも、その待機期間に対して見舞金が給付される点です。  
インフルエンザを始め、身近な感染症も補償いたします。

## 自宅待機期間とは？

ご加入者が感染症に罹り、医師の指導で自宅待機している期間のことで、通院することを要しません。  
通院と自宅待機期間を合算した日数に応じて「通院・自宅待機見舞金」としてお支払いいたします。

## 見舞金請求に必要な書類は？

所定の「保険金請求書」の他に、以下の書類が必要です。

|            | 見舞金が1万円の場合  | 見舞金が2万円以上の場合   |
|------------|---|--|
| 通院・自宅待機見舞金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療明細書付き領収書</li> <li>● 薬の明細書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療明細書付き領収書</li> <li>● 自宅待機期間の記載がある医師の診断書</li> </ul> |
| 入院見舞金      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療明細書付き領収書</li> <li>● 入院計画書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院日数の記載がある医師の診断書</li> </ul>                         |

## ご注意

1つの感染事故に対して、平均的な自宅待機期間を超えた日数の休職を余儀なくされた場合には、別途養成施設の「休業証明書」等が必要になります。

## 通院・自宅待機見舞金額 入院見舞金額

| 通院・待機日数 | 見舞金額 | 入院日数    | 見舞金額 |
|---------|------|---------|------|
| 30日以上   | 10万円 | 31日以上   | 10万円 |
| 16日～29日 | 5万円  | 15日～30日 | 5万円  |
| 11日～15日 | 3万円  | 8日～14日  | 3万円  |
| 6日～10日  | 2万円  | 4日～7日   | 2万円  |
| 5日以内    | 1万円  | 3日以内    | 1万円  |

※入院見舞金および通院・自宅待機見舞金を合算して、保険期間中の支払限度額は80万円です。

※初年度契約に限り、契約日からその日を含めて10日の間に発病した場合は、補償対象となりません。

## 対象となる感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「同施行令」「同施行規則」に定める1類～5類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症及び並びにその他保険会社が認める感染症（疥癬、成人性T細胞性白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症）

※発病日は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とし、発病日以降の入院、通院・自宅待機期間が補償対象となります。

※同日に通院と自宅待機が発生した場合は、その日を通院日とみなし、待機日数には数えません。

※同一の感染症については、保険期間中1回のみ対象となります。

※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。

※感染症に罹患したことによる新たな疾病については、対象となりません。

※治療が2つ以上の保険期間に渡る場合は、発病日が属する保険期間での一回の罹患とみなします。

※なお、補償の詳細につきましては、別冊「教職員用Will 重要事項説明書」をご参照ください。

## 感染見舞金のお支払いに関して

お支払い件数の増大に伴い、共済制度から保険制度（引受保険会社：メディカル少額短期保険株式会社）へ移行いたしました。

ただし、感染症罹患のご報告やお問い合わせは従来通り「Will」事務局にてお受けいたします。

「Will」事務局：0120-863755（9:00～17:00 土日祝日は除く）

## 予期せぬ損害への補償等

(○は補償対象、×は補償対象外)

|   | 共済制度による補償(感染以外の補償)   | 実習指導中 | 勤務中 | その他の時間帯 |
|---|--|-------|-----|---------|
| 1 | <b>賠償事故のうち、損害保険の対象とならない事故に対する見舞金</b><br>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分)<br>●財物損壊事故で損害保険での補償が難しい場合。(臨地実習施設の財物損壊に限る)<br>●職員室の掃除中、誤って壁の掛時計を落として壊し、修理代を支払った。<br>(壁に掛けてある時計は受託物とならないため、損害保険では対象外) | ○     | ○   | ×       |
| 2 | <b>加入者本人の熱中症や感染性以外の食中毒に対する見舞金</b><br>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分)   | ○     | ○   | ×       |
| 3 | <b>臨地実習指導中や勤務中における予期せぬ損害・賠償請求できない損害に対する見舞金</b><br>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分)<br>●実習指導中に、患者さんの手が眼に当たり、コンタクトレンズを壊された。   | ○     | ×   | ×       |
|   | ●アレルギー、ダニ、ラテックス、消毒液、洗浄液等による発疹やかぶれの医療費実費相当分(原則初診時の医療費実費)<br>●体育の授業で指導中に、バレーボールが自分の顔に当たり、眼鏡を破損した。<br>●教職員自身の自転車が、学校及び実習先の指定する駐輪場で十分な管理をしていたにもかかわらず壊された、または盗まれた。(車やバイクは対象外)             | ○     | ○   | ×       |
| 4 | <b>地震・水害等の天災・地変や火災により、教育に要する教職員の教材・器具類が使用不能になり、再購入が必要になった事例に対する見舞金</b><br>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分 ただし、学校に保管していた場合は、1事故3万円限度)  | ○     | ○   | ○       |
| 5 | <b>疾病による死亡や自殺等、傷害保険の支払い対象とならない死亡事故に対する見舞金</b><br>見舞金(一律10万円(弔慰金としてご遺族にお支払いします))  | ○     | ○   | ○       |
| 6 | <b>賠償事故での紛争に対する見舞金</b><br>見舞金(1件10万円を限度とする実費相当分)<br>●刑事訴訟になった場合の弁護士費用や文書作成費用等。(民事訴訟は賠償責任保険で対応)   | ○     | ○   | ○       |

## 実習指導中の感染補償 (左記「国内24時間の感染見舞金」とは別に給付いたします)

臨地実習指導中の針刺し事故、あるいは臨地実習指導中のウイルス・細菌・リケッチア・ダニなど微生物による感染事故(B型肝炎、結核、MRSA、疥癬、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎等)に対する補償で、検査・予防措置費用、治療費、入院費の実費を補償限度額の範囲内でお支払いします。

見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分)  
(検査・予防措置費用、治療費等)

【参考】

(○は補償対象、×は補償対象外)

|   | 実習指導中 | 勤務中 | その他の時間帯 |
|---|-------|-----|---------|
| 感染見舞金<br>(入院・通院・自宅待機期間に応じて)<br>(メディカル少額短期保険による補償) | ○     | ○   | ○       |
| 検査・予防措置費用、治療費等                                    | ○     | ×   | ×       |
| 第三者への二次感染補償<br>(メディカル少額短期保険による補償)                 | ○     | ○   | ×       |

## 保険金額並びに共済制度運営費の変更のお知らせ

傷害保険の料率改定(損害保険料算出機構)に伴い、死亡・後遺障害保険金額並びに共済制度運営費が変更になりましたので、ご確認ください。



## 〈参考〉養成施設単位の補償 （教職員の皆様に個別に加入いただく補償） 制度ではありません

### 「Will」ご加入の教職員が起こした賠償事故に起因して 養成施設に生じる賠償責任への補償が変わります！

この補償は、「Will」ご加入の教職員が起こした事故に起因して、養成施設に生じる賠償責任を補償するため、  
共済制度運営費の一部から保険料を拠出し、養成施設を被保険者としている補償制度です。

| 補償項目                       | 補償内容  | 保険金額  | 引受保険会社   |
|----------------------------|---|---|--|
| 対人・対物<br>事故                | 教職員が起こした賠償事故に起因して、養成施設が第三者に対して、身体の障害または財物の損壊についての法律上の賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。(争訟費用も含む)  | <b>対人</b> 1名 <b>1億円</b><br>1事故 <b>3億円</b> (免責金額なし)<br><b>対物</b> <b>1億円</b> (免責金額なし) | 東京海上日動<br>火災保険<br>(施設賠償責任保険)   |
| 個人情報<br>漏えい                | 1. 教職員が学生の成績表を紛失するなど、養成施設が管理する個人情報漏えいしたこと、養成施設に賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。<br>2. 個人情報漏えいまたはそのおそれが生じたことによる、謝罪広告費用や見舞品購入費用等の費用損害をお支払いします。 | <b>1事故</b><br><b>100万円</b> 限度(免責金額なし)   | メディカル少額<br>短期保険<br>(団体医療・福祉専門職養成施設賠償責任保険)<br><br>(左記の保険金額は共通の限度額です。) |
| 人格権侵害                      | 言葉の行き違い等により、教職員が第三者(学生含む)の人格権を侵害したり、名誉を傷つけたりしたなどで、養成施設に賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。  | <b>1事故</b><br><b>100万円</b> 限度(免責金額なし)   |  |
| 弁護士への<br>相談費用を含む<br>初期対応費用 | 1. 社会通念上妥当と認められる見舞金や交通費等をお支払いします。<br>2. 賠償事故に関する弁護士相談費用をお支払いします。<br>3. 初期対応費用として、賠償事故にかかる事故現場の保存・写真撮影費用・通信費等を補償します。                 | <b>1事故</b><br><b>100万円</b> 限度(免責金額なし)<br>※見舞金・交通費などの上限も<br>100万円となります。              |  |
| 二次感染事故<br>(経済的損失)          | 教職員から学生や患者さんへの二次感染(感染のおそれがある場合も含む)が発生した場合、養成施設に賠償責任が生じた場合に、学生や患者さんの検査費用や治療費・入院費等をお支払いします。   | <b>1事故</b><br><b>100万円</b> 限度(免責金額なし)   |  |
| その他の<br>経済的損失              | 教職員が起こした事故に起因して、身体障害や財物損壊はないが、被害者に経済的損失が発生し、養成施設に賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。<br>例) 実習施設で誤ってトイレに雑巾を流してしまい、トイレの詰まりを取るため業者に依頼し費用が発生した。     | <b>1事故</b><br><b>100万円</b> 限度(免責金額なし)   |  |

このパンフレットは「Will」の概要をご紹介します。「Will」は一般社団法人日本看護学校協議会共済会の「共済制度」、東京海上日動火災保険(株)の「総合生活保険(傷害補償)、受託者賠償責任保険」並びにメディカル少額短期保険(株)の「職業賠償責任保険、感染症保険」をセットした商品です。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

東京海上日動火災保険(株)の保険約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。また、メディカル少額短期保険(株)の保険約款はご契約者である養成施設の代表者にお渡しする予定です。保険の詳細は保険約款によりますので、約款内容の確認をご希望の場合等は、必要に応じご契約者までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証または会員証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。ご不明な点等がある場合には、ご加入の代理店までお問い合わせください。

「Will」の東京海上日動火災保険(株)引受の保険は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会を保険契約者とし、同共済会の会員を被保険者とする団体契約です。また、「Will」のメディカル少額短期保険(株)引受の保険は、養成施設を保険契約者とし、同養成施設に所属する教職員を被保険者とする保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約の解約権等は原則としてご契約者が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

総合補償制度 Will お問い合わせ先  **0120-863755** 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)  **FAX**  **0120-782279**

#### (株)メディクプランニングオフィス

制度全体及び共済制度運営主体：一般社団法人日本看護学校協議会共済会  
〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2

損害保険部分のお問合せ先・取扱代理店及び共済制度事務代行：(株)メディクプランニングオフィス  
〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西2-3-6 TEL:0120-863755(フリーダイヤル)9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

損害保険部分の保険会社：東京海上日動火災保険(株)(引受保険会社) 担当：医療・福祉法人部 法人第一課  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町9階 TEL:03-3515-4143 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

損害保険部分の保険会社：メディカル少額短期保険(株)(引受保険会社)  
〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F TEL:03-5244-9681(9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休日を除く)